

第8 帰国生徒特別選抜による募集

1 帰国生徒特別選抜による募集の実施校及び募集人員

全日制の課程において一般募集に併せて実施する。
なお、募集人員については、別に定める。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格（5ページ）を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

(2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和9年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願及び書類の提出

第3の3（6ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

(1) 電子出願システムの案内に従い、「帰国生徒特別選抜による募集」を選択する。

(2) 第3の3(2)エについては、出身中学校長は、「帰国生徒特別選抜適用申請書」（様式12）を、志願先高等学校長に電子出願システムの案内に従って提出する。

ただし、第6の3または4（18ページ）における中学校から出願する場合、中学校がまとめて郵送若しくは持参、または志願者が郵送若しくは持参により提出する。

(3) 第7の4（20ページ）の「自己申告書」（様式7）は、提出することができない。

(4) 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従い、選択又は入力をする事。

(5) 全ての出願書類が提出された志願者を、帰国生徒特別選抜の対象とする。

4 志願先変更

第3の7（8ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、「帰国生徒特別選抜適用申請書」等を、新たな志願先高等学校へ提出する。

提出方法は、3(2)に準ずる。

5 学力検査

第3の10（9ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～14:20	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		志願先高等学校長の指示に従う。		英語

6 面接

個人面接を実施する。

その他、第4（12ページ）による。

7 特色検査

特色検査を実施する高等学校、学科・コース等の志願者は、他の志願者と同様に特色検査を受検しなければならない。

内容等については、第5（13ページ）による。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。

なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

9 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第6（18ページ）に定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、第3（6ページ）に準ずる。